

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

静岡県知事 川勝平太

### 静岡県規則第13号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則の一部改正)

**第1条** 指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（平成25年静岡県規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第7章（略） 第8章 自立訓練（機能訓練） 第1節～第4節（略） 第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第147条の2— <u>第147条の4</u> ） 第6節（略） 第9章～第19章（略） 附則 （定義）	目次 第1章～第7章（略） 第8章 自立訓練（機能訓練） 第1節～第4節（略） 第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第147条の2— <u>第147条の5</u> ） 第6節（略） 第9章～第19章（略） 附則 （定義）
<b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(16)（略） (17) 多機能型 第77条に規定する指定生活介護の事業、第140条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第150条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第160条に規定する指定就労移行支援の事業、第171条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第184条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する	<b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(16)（略） (17) 多機能型 第77条に規定する指定生活介護の事業、第140条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第150条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第160条に規定する指定就労移行支援の事業、第171条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第184条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する

る基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準府令」という。）第4条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準府令第55条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、指定通所支援基準府令第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所支援基準府令第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援基準府令第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援基準府令に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（管理者）

**第5条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

（指定居宅介護の具体的取扱方針）

**第24条** （略）

(1) （略）

(2)～(4) （略）

（居宅介護計画の作成）

**第25条** （略）

2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計

る基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準府令」という。）第4条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準府令第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所支援基準府令第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援基準府令第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援基準府令に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

(18) 個別支援計画 利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画をいう。

（管理者）

**第5条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定居宅介護事業所以外の事業所、事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

（指定居宅介護の具体的取扱方針）

**第24条** （略）

(1) （略）

(2) 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

(3)～(5) （略）

（居宅介護計画の作成）

**第25条** （略）

2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計

画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しなければならない。

3 サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

4 (略)  
(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第29条 (略)

2・3 (略)

(管理者)

第44条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(従業者の員数)

第49条 (略)

画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）に交付しなければならない。

3 サービス提供責任者は、第1項の居宅介護計画の作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

4 (略)  
(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第29条 (略)

2・3 (略)

4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(管理者)

第44条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該基準該当居宅介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(従業者の員数)

第49条 (略)

2～6 (略)

7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下この項及び第51条第3項において同じ。）に係る指定障害児入所施設（同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。次項及び第51条第3項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第18号。第51条第3項において「指定入所施設基準規則」という。）第51条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

8 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関（児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関をいう。）の設置者である場合であって、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第1項から第6項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（指定療養介護の取扱方針）

第57条 (略)

2・3 (略)

2～6 (略)

7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設（児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下この項及び第51条第3項において同じ。）に係る指定障害児入所施設（同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。次項及び第51条第3項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第18号。第51条第3項において「指定入所施設基準規則」という。）第51条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

8 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関（児童福祉法第7条第2項に規定する指定発達支援医療機関をいう。）の設置者である場合であって、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第1項から第6項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（指定療養介護の取扱方針）

第57条 (略)

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3・4 (略)

(療養介護計画の作成等)

第58条 (略)

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下この章において「アセスメント」という。)を行<sup>い</sup>、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3・4 (略)

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第4項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

(療養介護計画の作成等)

第58条 (略)

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下この章において「アセスメント」という。)を行<sup>う</sup>とともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

4・5 (略)

6 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者及び当該利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

7 サービス管理責任者は、第5項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

8 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない。

8・9 (略)

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第59条 (略)

(従業員の員数)

第78条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第8章、第9章及び第18章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(7)から(9)までに掲げる平均障害支援区分（厚生労働大臣が定める平均障害支援区分の算定方法（平成18年厚生労働省告示第542号）に定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(7)から(9)までに掲げる数とする。

(7)～(9) (略)

イ (略)

9・10 (略)

11 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第59条 (略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(従業員の員数)

第78条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第8章、第9章及び第18章において同じ。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(7)から(9)までに掲げる平均障害支援区分（厚生労働大臣が定める平均障害支援区分の算定方法（平成18年厚生労働省告示第542号）に定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(7)から(9)までに掲げる数とする。

(7)～(9) (略)

イ (略)

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

エ (略)

(3) (略)

2・3 (略)

4 第1項第2号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～7 (略)

(職場への定着のための支援等の実施)

**第85条の2** 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

2 (略)

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

**第93条の4** 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業

ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

エ (略)

(3) (略)

2・3 (略)

4 第1項第2号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～7 (略)

(職場への定着のための支援等の実施)

**第85条の2** 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

2 (略)

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

**第93条の4** 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業

者（指定地域密着型サービス基準省令第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準省令」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (i) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）（第147条の2に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（第157条

者（指定地域密着型サービス基準省令第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準省令」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (i) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）（第147条の2に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（第157条



の2に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援（指定通所支援基準府令第54条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。）若しくは共生型放課後等デイサービス（指定通所支援基準府令第71条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第147条の3及び第157条の3において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第95条において同じ。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあつては、18人）以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準省令第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準省令第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定介護予防小規模多機能

の2に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援（指定通所支援基準府令第54条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。）若しくは共生型放課後等デイサービス（指定通所支援基準府令第71条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第147条の4及び第157条の3において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第95条において同じ。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあつては、18人）以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準省令第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準省令第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定介護予防小規模多機能

型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準省令第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条、第147条の3及び第157条の3において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）までの範囲内とすること。

（表略）

(3)～(5) (略)

（指定短期入所の取扱方針）

第104条 (略)

2・3 (略)

（指定重度障害者等包括支援の取扱方針）

第118条 (略)

型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準省令第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条、第147条の4及び第157条の3において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）までの範囲内とすること。

（表略）

(3)～(5) (略)

（指定短期入所の取扱方針）

第104条 (略)

2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3・4 (略)

（指定重度障害者等包括支援の取扱方針）

第118条 (略)

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

2・3 (略)

(重度障害者等包括支援計画の作成)

第119条 (略)

2 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を交付しなければならない。

3・4 (略)

(準用)

第121条 第8条から第20条まで、第22条、第27条、第28条、第32条(第1項及び第2項を除く。)から第41条まで及び第66条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第120条」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第121条において準用する次条第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第121条において準用する第20条第2項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第141条 指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(i) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

3・4 (略)

(重度障害者等包括支援計画の作成)

第119条 (略)

2 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない。

3・4 (略)

(準用)

第121条 第8条から第20条まで、第22条、第27条、第28条、第29条第4項、第32条(第1項及び第2項を除く。)から第41条まで及び第66条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第120条」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第121条において準用する次条第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第121条において準用する第20条第2項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第141条 指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(i) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

イ (略)

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とする。

エ (略)

(2) (略)

2・3 (略)

4 第1項第1号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～8 (略)

(準用)

**第147条** 第8条から第19条まで、第21条、第22条、第27条、第32条の2、第34条の2から第40条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第75条及び第85条の2から第92条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第147条において準用する第89条」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第144条第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第144条第2項」と、第57条第1項中「次条第1項」とあるのは「第147条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第59条中「前条」とあるのは「第147条において準用する前条」と、第75条第2項第1号中「第58条」とあるのは「第147条において準用する第58条」と、「療養介

イ (略)

ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とする。

エ (略)

(2) (略)

2・3 (略)

4 第1項第1号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～8 (略)

(準用)

**第147条** 第8条から第19条まで、第21条、第22条、第27条、第32条の2、第34条の2から第40条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第75条及び第85条の2から第92条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第147条において準用する第89条」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第144条第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第144条第2項」と、第57条第1項中「次条第1項」とあるのは「第147条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第59条中「前条」とあるのは「第147条において準用する前条」と、第75条第2項第1号中「第58条」とあるのは「第147条において準用する第58条」と、「療養介

護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第147条において準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第147条において準用する第88条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第147条」と、第89条中「第92条第1項」とあるのは「第147条において準用する第92条第1項」と、第92条第1項中「前条」とあるのは「第147条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準）

#### 第147条の2（略）

護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第147条において準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第147条において準用する第88条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第147条」と、第89条中「第92条第1項」とあるのは「第147条において準用する第92条第1項」と、第92条第1項中「前条」とあるのは「第147条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準）

#### 第147条の2（略）

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準）

**第147条の3** 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準省令第111条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(i) 指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準省令第111条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）の専用の部屋等の面積（当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。）又は介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。）である場合にあつては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。第148条第2号において同じ。）を、指定通所リハ

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う  
指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

**第147条の3** (略)

(準用)

**第147条の4** (略)

(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)

**第148条** 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当  
障害福祉サービス(第204条に規定する特定基  
準該当自立訓練(機能訓練)を除く。以下こ  
の節において「基準該当自立訓練(機能訓  
練)」という。)の事業を行う者(以下この節  
において「基準該当自立訓練(機能訓練)事  
業者」という。)が当該事業に関して満たすべ  
き基準は、次のとおりとする。

ビリテーション(指定居宅サービス等基準  
省令第110条に規定する指定通所リハビリテ  
ーションをいう。以下同じ。)の利用者の数  
と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の  
数の合計数で除して得た面積が3平方メ  
ートル以上であること。

(2) 指定通所リハビリテーション事業所の従  
業者の員数が、当該指定通所リハビリテ  
ーション事業所が提供する指定通所リハビ  
リテーションの利用者の数を指定通所リハビ  
リテーションの利用者の数及び共生型自立  
訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数で  
あるとした場合における当該指定通所リハ  
ビリテーション事業所として必要とされる  
数以上であること。

(3) 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に  
対して適切なサービスを提供するため、指  
定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関  
係施設から必要な技術的支援を受けている  
こと。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う  
指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

**第147条の4** (略)

(準用)

**第147条の5** (略)

(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)

**第148条** 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当  
障害福祉サービス(第148条の3に規定する病  
院等基準該当自立訓練(機能訓練)及び第204  
条に規定する特定基準該当自立訓練(機能訓  
練)を除く。以下この節において「基準該当  
自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行  
う者(以下この節において「基準該当自立訓  
練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業  
に関して満たすべき基準は、次のとおりとす  
る。

(1) 指定通所介護事業者等であつて、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。

(2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受け利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(3) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受け利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(4) (略)

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第148条の2 (略)

(1) 指定通所介護事業者等又は指定通所リハビリテーション事業者であつて、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションを提供するものであること。

(2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等の面積を、指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受け利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(3) 指定通所介護事業所等又は指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等又は当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受け利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等又は当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

(4) (略)

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第148条の2 (略)

(病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス（自立訓練）に関する基準)

第148条の3 地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所（以下「病院等基準

該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）  
が行う自立訓練（機能訓練）に係る基準該当  
障害福祉サービス（以下この条において「病  
院等基準該当自立訓練（機能訓練）」とい  
う。）に関して病院等基準該当自立訓練（機能  
訓練）事業者が満たすべき基準は、次のとお  
りとする。

(1) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を  
行う事業所（次号において「病院等基準該  
当自立訓練（機能訓練）事業所」という。）  
の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当  
自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数  
で除して得た面積が3平方メートル以上で  
あること。

(2) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事  
業所ごとに、管理者及び次のア又はイに掲  
げる場合の区分に応じて当該ア又はイに掲  
げる基準を満たす人員を配置しているこ  
と。

ア 利用者の数が10人以下の場合 専ら当  
該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）  
の提供に当たる理学療法士、作業療法士  
若しくは言語聴覚士又は看護職員若しく  
は介護職員が1以上確保されているこ  
と。

イ 利用者の数が10人を超える場合 専ら  
当該病院等基準該当自立訓練（機能訓  
練）の提供に当たる理学療法士、作業療  
法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若  
しくは介護職員が、利用者の数を10で除  
した数以上確保されていること。

(3) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を  
受ける利用者に対して適切なサービスを提供  
するため、指定自立訓練（機能訓練）事  
業所その他の関係施設から必要な技術的支  
援を受けていること。



(準用)

**第149条** (略)

(準用)

**第157条** 第8条から第17条まで、第19条、第22条、第27条、第32条の2、第34条の2から第40条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第85条の2から第92条まで、第145条及び第146条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第157条において準用する第89条」と、第19条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第155条第1項から第4項まで」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第155条第2項」と、第57条第1項中「次条第1項」とあるのは「第157条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第59条中「前条」とあるのは「第157条において準用する前条」と、第89条中「第92条第1項」とあるのは「第157条において準用する第92条第1項」と、第92条第1項中「前条」とあるのは「第157条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

**第170条** 第8条から第16条まで、第18条、第19条、第22条、第27条、第32条の2、第34条の2から第40条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第75条、第84条、第85条、第86条から第92条まで、第144条、第145条及び第155条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用す

(準用)

**第149条** (略)

(準用)

**第157条** 第8条から第17条まで、第19条、第22条、第27条、第32条の2、第34条の2から第40条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第85条の2から第92条まで、第145条及び第146条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第157条において準用する第89条」と、第19条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第155条第1項から第4項まで」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第155条第2項」と、第57条第1項中「次条第1項」とあるのは「第157条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第59条中「前条」とあるのは「第157条において準用する前条」と、第89条中「第92条第1項」とあるのは「第157条において準用する第92条第1項」と、第92条第1項中「前条」とあるのは「第157条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

**第170条** 第8条から第16条まで、第18条、第19条、第22条、第27条、第32条の2、第34条の2から第40条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第75条、第84条、第85条、第86条から第92条まで、第144条、第145条及び第155条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用す

る。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第170条において準用する第89条」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第170条において準用する第144条第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第170条において準用する第144条第2項」と、第57条第1項中「次条第1項」とあるのは「第170条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第59条中「前条」とあるのは「第170条において準用する前条」と、第75条第2項第1号中「第58条」とあるのは「第170条において準用する第58条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第170条において準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第170条において準用する第88条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第170条」と、第89条中「第92条第1項」とあるのは「第170条において準用する第92条第1項」と、第92条第1項中「前条」とあるのは「第170条において準用する前条」と、第155条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及

る。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第170条において準用する第89条」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第170条において準用する第144条第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第170条において準用する第144条第2項」と、第57条第1項中「次条第1項」とあるのは「第170条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第59条中「前条」とあるのは「第170条において準用する前条」と、第75条第2項第1号中「第58条」とあるのは「第170条において準用する第58条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第170条において準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第170条において準用する第88条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第170条」と、第89条中「第92条第1項」とあるのは「第170条において準用する第92条第1項」と、第92条第1項中「前条」とあるのは「第170条において準用する前条」と、第155条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及

び運営に関する基準第184条において準用する同令第170条の2に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成18年厚生労働省告示第553号）に定める者に限る。以下この項において同じ。）が」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第170条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）の」とあるのは、「支給決定障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184条において準用する同令第170条の2に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者を除く。）の」と読み替えるものとする。

（実施主体）

#### 第175条（略）

2 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第44条に規定する子会社以外の者でなければならない。

（準用）

第188条 第8条から第16条まで、第18条、第19条、第21条、第22条、第27条、第32条の2、第34条の2から第40条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第75条、第84条、第86条から第92条まで、第144条、第145条及び第179条から第181条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第188条において準用する第89条」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第188条におい

び運営に関する基準第184条において準用する同令第170条の2に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成18年厚生労働省告示第553号）に定める者に限る。以下この項において同じ。）が」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第170条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）の」とあるのは、「支給決定障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184条において準用する同令第170条の2に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者を除く。）の」と読み替えるものとする。

（実施主体）

#### 第175条（略）

2 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第44条に規定する子会社以外の者でなければならない。

（準用）

第188条 第8条から第16条まで、第18条、第19条、第21条、第22条、第27条、第32条の2、第34条の2から第40条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第75条、第84条、第86条から第92条まで、第144条、第145条、第178条第6項及び第179条から第181条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第188条において準用する第89条」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるの

て準用する第144条第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第188条において準用する第144条第2項」と、第57条第1項中「次条第1項」とあるのは「第188条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第59条中「前条」とあるのは「第188条において準用する前条」と、第75条第2項第1号中「第58条」とあるのは「第188条において準用する第58条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第188条において準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第188条において準用する第88条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第188条」と、第89条中「第92条第1項」とあるのは「第188条において準用する第92条第1項」と、第92条第1項中「前条」とあるのは「第188条において準用する前条」と、第179条第1項中「第183条」とあるのは「第188条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

**第192条** 第8条から第11条まで、第13条から第16条まで、第18条、第19条、第22条(第1項を除く。)、第27条、第32条の2、第34条の2から第40条まで、第50条、第57条から第60条まで、第68条、第70条、第74条、第75条、第84条、第87条、第88条、第90条から第92条まで、第144条(第1項を除く。)、第145条、第

は「第188条において準用する第144条第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第188条において準用する第144条第2項」と、第57条第1項中「次条第1項」とあるのは「第188条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第59条中「前条」とあるのは「第188条において準用する前条」と、第75条第2項第1号中「第58条」とあるのは「第188条において準用する第58条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第188条において準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第188条において準用する第88条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第188条」と、第89条中「第92条第1項」とあるのは「第188条において準用する第92条第1項」と、第92条第1項中「前条」とあるのは「第188条において準用する前条」と、第178条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第187条第1項の工賃」と、第179条第1項中「第183条」とあるのは「第188条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

**第192条** 第8条から第11条まで、第13条から第16条まで、第18条、第19条、第22条(第1項を除く。)、第27条、第32条の2、第34条の2から第40条まで、第50条、第57条から第60条まで、第68条、第70条、第74条、第75条、第84条、第87条、第88条、第90条から第92条まで、第144条(第1項を除く。)、第145条、第

179条から第181条まで及び第184条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第190条」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第192条において準用する第144条第2項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第192条において準用する第144条第2項」と、第57条第1項中「次条第1項」とあるのは「第192条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第59条中「前条」とあるのは「第192条において準用する前条」と、第75条第2項第1号中「第58条」とあるのは「第192条において準用する第58条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第192条において準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第192条において準用する第88条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第192条」と、第92条第1項中「前条」とあるのは「第192条において準用する前条」と、第179条第1項中「第183条」とあるのは「第192条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(サービス管理責任者の責務)

## 第192条の6 (略)

第178条第6項、第179条から第181条まで及び第184条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第190条」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第192条において準用する第144条第2項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第192条において準用する第144条第2項」と、第57条第1項中「次条第1項」とあるのは「第192条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第59条中「前条」とあるのは「第192条において準用する前条」と、第75条第2項第1号中「第58条」とあるのは「第192条において準用する第58条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第192条において準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第192条において準用する第88条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第192条」と、第92条第1項中「前条」とあるのは「第192条において準用する前条」と、第178条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第191条第1項の工賃」と、第179条第1項中「第183条」とあるのは「第192条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(サービス管理責任者の責務)

## 第192条の6 (略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とし

(実施主体)

**第192条の7** 指定就労定着支援事業者は、過去3年間に於いて平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

(従業員の員数)

**第192条の14** 指定自立生活援助の事業を行う者(以下「指定自立生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立生活援助事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

た上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(実施主体)

**第192条の7** 指定就労定着支援事業者は、生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センターでなければならない。

(従業員の員数)

**第192条の14** 指定自立生活援助の事業を行う者(以下「指定自立生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立生活援助事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア サービス管理責任者が常勤である場合 次の(7)又は(4)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(7)又は(4)に掲げる数

(7) 利用者の数が60以下 1以上

(4) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて60又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ ア以外の場合 次の(7)又は(4)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(7)又は(4)に掲げる数

(7) 利用者の数が30以下 1以上

(4) 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増

2 (略)

3・4 (略)  
(実施主体)

すごとに1を加えて得た数以上

2 (略)

3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下この条において「指定地域相談支援基準省令」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援（指定地域相談支援基準省令第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準省令第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員（同条第2項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準省令第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準省令第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準省令第40条において準用する指定地域相談支援基準省令第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

5・6 (略)

**第192条の17** 指定自立生活援助事業者は、指定

障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者（法第51条の22第1項に規定する指定相談支援事業者をいう。）でなければならない。

（定期的な訪問による支援）

**第192条の18** 指定自立生活援助事業者は、おお

むね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

（準用）

**第192条の20** 第8条から第22条まで、第28条、第32条から第34条まで、第35条から第40条まで、第57条、第58条、第60条、第66条、第192条の6、第192条の10及び第192条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第192条の20において準用する第192条の10」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第192条の20において準用する次条第1項」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

**第192条の17** 削除

（定期的な訪問等による支援）

**第192条の18** 指定自立生活援助事業者は、定期

的に利用者の居宅を訪問することにより、又はテレビ電話装置等を活用して、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

（準用）

**第192条の20** 第8条から第22条まで、第28条、第32条から第34条まで、第35条から第40条まで、第57条、第58条、第60条、第66条、第192条の6、第192条の10及び第192条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第192条の20において準用する第192条の10」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第192条の20において準用する次条第1項」と、第57条第1項中「次条第1項」とあるのは「第192条の20において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。



**第193条** 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（入退居）

**第196条の2** （略）

2 （略）

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

4 （略）

（指定共同生活援助の取扱方針）

**第196条の5** （略）

2～4 （略）

（サービス管理責任者の責務）

**第196条の6** （略）

**第193条** 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行い、又はこれに併せて、居室における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（入退居）

**第196条の2** （略）

2 （略）

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行い、又はこれに併せて居室における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を行わなければならない。

4 （略）

（指定共同生活援助の取扱方針）

**第196条の5** （略）

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3～5 （略）

（サービス管理責任者の責務）

**第196条の6** （略）

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とし

た上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

**第196条の7** 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第199条の10において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しな

(介護及び家事等)

**第197条** (略)

(協力医療機関等)

**第198条の4** (略)

2 (略)

(準用)

**第199条** 第8条、第10条、第11条、第13条から第16条まで、第19条、第22条、第27条、第32条の2、第34条の2から第40条まで、第53条、第58条、第60条、第66条、第70条、第74条、第75条、第88条、第90条、第92条及び第155条の2の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第197条の3」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第196条の4第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第196条の4第2項」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第75条第

い。

(介護及び家事等)

**第197条** (略)

(協力医療機関等)

**第198条の4** (略)

2 (略)

3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関(次項において「第2種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

(準用)

**第199条** 第8条、第10条、第11条、第13条から第16条まで、第19条、第22条、第27条、第32条の2、第34条の2から第40条まで、第53条、第58条、第60条、第66条、第70条、第75条、第88条、第90条、第92条及び第155条の2の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第197条の3」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第196条の4第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第196条の4第2項」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第75条第2項

2項第1号中「第58条」とあるのは「第199条において準用する第58条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第199条において準用する第53条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第199条において準用する第88条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第199条」と、第92条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第198条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第155条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第170条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

（この節の趣旨）

**第199条の2** 第1節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対し

第1号中「第58条」とあるのは「第199条において準用する第58条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第199条において準用する第53条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第199条において準用する第88条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第199条」と、第92条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第198条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第155条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第170条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

（この節の趣旨）

**第199条の2** 第1節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対し

て、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。)の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

**第199条の3** 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(協議の場の設置等)

**第199条の10** 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの(以下「協議会等」という。)に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

て、常時の支援体制を確保した上で行われる相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。)の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

**第199条の3** 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(地域との連携等)

**第199条の10** 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。

6 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況及び第2項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の協議会等における報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければ

(準用)

**第199条の11** 第8条、第10条、第11条、第13条から第16条まで、第19条、第22条、第27条、第32条の2、第34条の2から第40条まで、第53条、第58条、第60条、第66条、第70条、第74条、第75条、第88条、第90条、第92条、第155条の2、第196条の2から第196条の6まで及び第197条の3から第198条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第199条の11において準用する第197条の3」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第199条の11において準用する第196条の4第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第199条の11において準用する第196条の4第2項」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第75条第2項第1号中「第58条」とあるのは「第199条の11において読み替えて準用する第58条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第199条の11において準用する第53条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第199条の11において準用する第88条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第199条の11」と、第92条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第199条の11において準用する第198条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第155条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指

ばならない。

(準用)

**第199条の11** 第8条、第10条、第11条、第13条から第16条まで、第19条、第22条、第27条、第32条の2、第34条の2から第40条まで、第53条、第58条、第60条、第66条、第70条、第75条、第88条、第90条、第92条、第155条の2、第196条の2から第196条の6まで及び第197条の3から第198条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第199条の11において準用する第197条の3」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第199条の11において準用する第196条の4第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第199条の11において準用する第196条の4第2項」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第75条第2項第1号中「第58条」とあるのは「第199条の11において読み替えて準用する第58条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第199条の11において準用する第53条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第199条の11において準用する第88条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第199条の11」と、第92条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第199条の11において準用する第198条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第155条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障

定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第170条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

（この節の趣旨）

**第199条の12** 第1節から第4節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第199条の22において読み替えて準用する第58条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第199条の14第1項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する

害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第170条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

（この節の趣旨）

**第199条の12** 第1節から第4節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第199条の22において読み替えて準用する第58条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助 又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助（第199条の14第1項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービ



基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

**第199条の13** 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(準用)

**第199条の22** 第10条、第11条、第13条から第16条まで、第19条、第22条、第27条、第32条の2、第34条の2から第40条まで、第53条、第58条、第60条、第66条、第70条、第74条、第75条、第88条、第90条、第92条、第155条の2、第196条の2から第196条の6まで、第197条、第197条の2及び第198条の2から第198条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第199条の22において準用する第196条の4第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第199条の22において準用する第196条の4第2項」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第75条第

19条中「次条第1項」とあるのは「第199条の22において準用する第196条の4第1項」と、第75条第2項第1

(基本方針)

**第199条の13** 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(準用)

**第199条の22** 第10条、第11条、第13条から第16条まで、第19条、第22条、第27条、第32条の2、第34条の2から第40条まで、第53条、第58条、第60条、第66条、第70条、第75条、第88条、第90条、第92条、第155条の2、第196条の2から第196条の7まで、第197条、第197条の2及び第198条の2から第198条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第199条の22において準用する第196条の4第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第199条の22において準用する第196条の4第2項」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第75条第2項第1

2項第1号中「第58条」とあるのは「第199条の22において準用する第58条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第199条の22において準用する第53条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第199条の22において準用する第88条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第199条の22」と、第92条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第199条の22において準用する第198条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第155条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第170条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第197条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

号中「第58条」とあるのは「第199条の22において準用する第58条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第199条の22において準用する第53条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第199条の22において準用する第88条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第199条の22」と、第92条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第199条の22において準用する第198条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第155条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第170条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第197条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等に関する特例)

**第200条** 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準規則第61条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第78条第6項、第141条第6項及び第7項、第151条第6項、第161条第4項並びに第172条第4項（第185条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとする事ができる。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第78条第1項第3号及び第7項、第141条第1項第2号及び第8項、第151条第1項第3号及び第7項、第161条第1項第3号及び第5項並びに第172条第1項第2号及び第5項（これらの規定を第185条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等に定めるものを一の事業所であるとみなし

(従業者の員数等に関する特例)

**第200条** 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第78条第6項、第141条第6項及び第7項、第151条第6項、第161条第4項並びに第172条第4項（第185条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとする事ができる。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第78条第1項第3号及び第7項、第141条第1項第2号及び第8項、第151条第1項第3号及び第7項、第161条第1項第3号及び第5項並びに第172条第1項第2号及び第5項（これらの規定を第185条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等に定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事

て、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。

(1)・(2) (略)

(従業者の員数)

**第205条** 特定基準該当障害福祉サービス事業者が特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所（以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 理学療法士又は作業療法士 1以上（特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所に限る。）

(4)～(6) (略)

2 前項第3号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所を除く。）は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

3・4 (略)

(管理者)

**第206条** 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かな

業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。

(1)・(2) (略)

(従業者の員数)

**第205条** 特定基準該当障害福祉サービス事業者が特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所（以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上（特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所に限る。）

(4)～(6) (略)

2 前項第3号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所を除く。）は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

3・4 (略)

(管理者)

**第206条** 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かな

なければならない。ただし、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の職務に従事させることができるものとする。

(準用)

**第208条** 第8条から第11条まで、第13条から第16条まで、第18条、第19条、第22条第2項、第27条、第32条の2、第34条の2から第40条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第75条、第81条、第86条から第88条まで、第89条（第10号を除く。）及び第90条から第92条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第208条第1項において準用する第89条」と、第14条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第19条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第208条第2項において準用する第82条第2項及び第3項、第208条第3項及び第5項において準用する第144条第2項及び第3項並びに第208条第4項において準用する第155条第2項及び第3項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第208条第2項において準用する第82条第2項、第208条第3項及び第5項において準用する第144条第2項並びに第208条第4項において準用する第155条第2項」と、第35条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第40条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」

なければならない。ただし、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の職務に従事させ、又は当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(準用)

**第208条** 第8条から第11条まで、第13条から第16条まで、第18条、第19条、第22条第2項、第27条、第32条の2、第34条の2から第40条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第75条、第81条、第86条から第88条まで、第89条（第10号を除く。）及び第90条から第92条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第208条第1項において準用する第89条」と、第14条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第19条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第208条第2項において準用する第82条第2項及び第3項、第208条第3項及び第5項において準用する第144条第2項及び第3項並びに第208条第4項において準用する第155条第2項及び第3項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第208条第2項において準用する第82条第2項、第208条第3項及び第5項において準用する第144条第2項並びに第208条第4項において準用する第155条第2項」と、第35条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第40条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」

とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第57条第1項中「次条第1項」とあるのは「第208条第1項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「6月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあっては、3月）」と、第59条中「前条」とあるのは「第208条第1項において準用する前条」と、第75条第2項第1号中「第58条第1項」とあるのは「第208条第1項において準用する第58条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第208条第1項において準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第208条第1項において準用する第88条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第208条第1項」と、第88条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第92条第1項中「前条」とあるのは「第208条第1項において準用する前条」と読み替えるものとする。

2～5 （略）

（電磁的記録等）

**第209条** 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつ

とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第57条第1項中「次条第1項」とあるのは「第208条第1項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「6月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあっては、3月）」と、第59条中「前条」とあるのは「第208条第1項において準用する前条」と、第75条第2項第1号中「第58条第1項」とあるのは「第208条第1項において準用する第58条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第208条第1項において準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第208条第1項において準用する第88条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第208条第1項」と、第88条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第92条第1項中「前条」とあるのは「第208条第1項において準用する前条」と読み替えるものとする。

2～5 （略）

（電磁的記録等）

**第209条** 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつ

て認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条第1項(第42条第1項及び第2項、第42条の4、第47条第1項及び第2項、第93条、第93条の5、第121条、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第170条、第183条、第188条、第192条、第192条の12、第192条の20並びに第208条第1項において準用する場合を含む。)、第13条(第42条第1項及び第2項、第42条の4、第47条第1項及び第2項、第76条、第93条、第93条の5、第108条、第108条の4、第121条、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第170条、第183条、第188条、第192条、第192条の12、第192条の20、第199条、第199条の11、第199条の22並びに第208条第1項において準用する場合を含む。)、第52条第1項、第102条第1項(第108条の4において準用する場合を含む。)、第196条の3第1項(第199条の11及び第199条の22において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

## 2 (略)

### 附 則

(地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等)

7 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について第199条又は第199条の22において準用する第58条の規定を適用する場合においては、同条第2項中「営むこ

て認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条第1項(第42条第1項及び第2項、第42条の4、第47条第1項及び第2項、第93条、第93条の5、第121条、第147条、第147条の5、第157条、第157条の4、第170条、第183条、第188条、第192条、第192条の12、第192条の20並びに第208条第1項において準用する場合を含む。)、第13条(第42条第1項及び第2項、第42条の4、第47条第1項及び第2項、第76条、第93条、第93条の5、第108条、第108条の4、第121条、第147条、第147条の5、第157条、第157条の4、第170条、第183条、第188条、第192条、第192条の12、第192条の20、第199条、第199条の11、第199条の22並びに第208条第1項において準用する場合を含む。)、第52条第1項、第102条第1項(第108条の4において準用する場合を含む。)、第196条の3第1項(第199条の11及び第199条の22において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

## 2 (略)

### 附 則

(地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等)

7 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について第199条又は第199条の22において準用する第58条の規定を適用する場合においては、同条第2項中「営むこ

と」とあるのは「営み、入居の日から附則第5項に定める期間内に附則第6項に規定する住宅等に移行すること」と、同条第4項中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

(指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)

15 第197条第3項及び第199条の8第4項の規定は、基準省令附則第18条の2第1項に該当する場合については、令和6年3月31日までの間、同項に該当する利用者については、適用しない。

16 第197条第3項及び第199条の8第4項の規定は、基準省令附則第18条の2第2項に該当する場合については、令和6年3月31日までの間、同項に該当する利用者については、適用しない。

と」とあるのは「営み、入居の日から附則第5項に定める期間内に附則第6項に規定する住宅等に移行すること」と、同条第5項中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

(指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)

15 第197条第3項及び第199条の8第4項の規定は、基準省令附則第18条の2第1項に該当する場合については、令和9年3月31日までの間、同項に該当する利用者については、適用しない。

16 第197条第3項及び第199条の8第4項の規定は、基準省令附則第18条の2第2項に該当する場合については、令和9年3月31日までの間、同項に該当する利用者については、適用しない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

**第2条** 障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（省令</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（省令</p>



第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。）の事業、医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。）の事業、放課後等デイサービス（同条第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。）の事業、居宅訪問型児童発達支援（同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第6項に規定する保育所等訪問支援をいう。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

(4) (略)

(療養介護の取扱方針)

第15条 (略)

2・3 (略)

(療養介護計画の作成等)

第16条 (略)

2 療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「ア

第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。）の事業、放課後等デイサービス（同条第3項に規定する放課後等デイサービスをいう。）の事業、居宅訪問型児童発達支援（同条第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第5項に規定する保育所等訪問支援をいう。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

(4) (略)

(療養介護の取扱方針)

第15条 (略)

2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

3・4 (略)

(療養介護計画の作成等)

第16条 (略)

2 療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「ア

セズメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

### 3・4 (略)

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第4項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

セズメント」という。)を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

### 4・5 (略)

6 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

7 サービス管理責任者は、第5項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

8 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定

8・9 (略)

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第17条 (略)

(職員の配置の基準)

第38条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、次章及び第5章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(7)から(9)までに掲げる利用者の平均障害支援区分（厚生労働大臣が定める平均障害支援区分の算定方法（平成18年厚生労働省告示542号）に定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(7)から(9)までに掲げる数とする。

(7)～(9) (略)

イ (略)

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、利

相談支援事業者等」という。)に交付しなければならない。

9・10 (略)

11 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第17条 (略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(職員の配置の基準)

第38条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、次章及び第5章において同じ。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(7)から(9)までに掲げる利用者の平均障害支援区分（厚生労働大臣が定める平均障害支援区分の算定方法（平成18年厚生労働省告示第542号）に定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(7)から(9)までに掲げる数とする。

(7)～(9) (略)

イ (略)

ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚

用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

エ (略)

(4) (略)

2・3 (略)

4 第1項第3号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～8 (略)

(職員の配置の基準)

**第51条** 自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

イ (略)

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とする。

エ (略)

(3) (略)

2・3 (略)

士<sup>土</sup>の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

エ (略)

(4) (略)

2・3 (略)

4 第1項第3号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～8 (略)

(職員の配置の基準)

**第51条** 自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

イ (略)

ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士<sup>士</sup>の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とする。

エ (略)

(3) (略)

2・3 (略)

4 第1項第2号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～9 (略)

(地域生活への移行のための支援)

**第53条** 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第62条第1項に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 (略)

(準用)

**第54条** 第7条、第8条、第12条から第18条まで、第23条から第25条まで、第27条から第31条の2まで、第33条から第37条まで、第39条、第40条及び第43条の2から第48条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第8条第2項第1号中「第16条第1項」とあるのは「第54条において準用する第16条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第54条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第54条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第54条において準用する第31条第2項」と、第15条第1項中「次条第1項」とあるのは「第54条において準用する次条第1項」と、第16条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3

4 第1項第2号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～9 (略)

(地域生活への移行のための支援)

**第53条** 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第60条の2に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 (略)

(準用)

**第54条** 第7条、第8条、第12条から第18条まで、第23条から第25条まで、第27条から第31条の2まで、第33条から第37条まで、第39条、第40条及び第43条の2から第48条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第8条第2項第1号中「第16条第1項」とあるのは「第54条において準用する第16条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第54条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第54条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第54条において準用する第31条第2項」と、第15条第1項中「次条第1項」とあるのは「第54条において準用する次条第1項」と、第16条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3

月」と、第17条中「前条」とあるのは「第54条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

**第59条** 第7条、第8条、第12条から第18条まで、第23条から第25条まで、第27条から第31条の2まで、第33条から第35条まで、第39条、第40条、第43条の2から第48条まで、第52条及び第53条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第8条第2項第1号中「第16条第1項」とあるのは「第59条において準用する第16条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第59条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第59条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第59条において準用する第31条第2項」と、第15条第1項中「次条第1項」とあるのは「第59条において準用する次条第1項」と、第16条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第17条中「前条」とあるのは「第59条において準用する前条」と、第39条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

(基本方針)

**第60条** (略)

月」と、第17条中「前条」とあるのは「第54条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

**第59条** 第7条、第8条、第12条から第18条まで、第23条から第25条まで、第27条から第31条の2まで、第33条から第35条まで、第39条、第40条、第43条の2から第48条まで、第52条及び第53条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第8条第2項第1号中「第16条第1項」とあるのは「第59条において準用する第16条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第59条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第59条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第59条において準用する第31条第2項」と、第15条第1項中「次条第1項」とあるのは「第59条において準用する次条第1項」と、第16条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第17条中「前条」とあるのは「第59条において準用する前条」と、第39条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

(基本方針)

**第60条** (略)

(規模)

**第60条の2** 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業

(認定就労移行支援事業所の設備)

**第61条** (略)

(職員の配置の基準)

**第62条** 就労移行支援の事業を行う者 (以下「就労移行支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所 (以下「就労移行支援事業所」という。)に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

2～6 (略)

(準用)

**第68条** 第7条、第8条、第12条から第18条まで、第23条から第25条まで、第27条から第31条の2まで、第33条から第37条まで、第39条、第40条、第42条、第43条、第44条から第48条まで及び第52条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第8条第2項第1号中「第16条第1項」とあるのは「第68条において準用する第16条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第68条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第68条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第68条において準用する第31条第2項」と、第15条第1項中「次条第1項」とあるのは「第68条において準用する次条第1項」と、第16条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第17条中「前条」とあるのは「第68条において準用する前条」と、第36条ただし

所」という。)は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(認定就労移行支援事業所の設備)

**第61条** (略)

(職員の配置の基準)

**第62条** 就労移行支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

2～6 (略)

(準用)

**第68条** 第7条、第8条、第12条から第18条まで、第23条から第25条まで、第27条から第31条の2まで、第33条から第35条まで、第37条、第39条、第40条、第42条、第43条、第44条から第48条まで及び第52条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第8条第2項第1号中「第16条第1項」とあるのは「第68条において準用する第16条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第68条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第68条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第68条において準用する第31条第2項」と、第15条第1項中「次条第1項」とあるのは「第68条において準用する次条第1項」と、第16条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第17条中「前条」とあるのは「第68条において準用する前条」と、第39条第1項

書及び第39条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

（規模に関する特例）

**第87条** 多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。）、就労継続支援A型事業所（以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。）及び就労継続支援B型事業所（以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型による指定児童発達支援（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準府令」という。）第4条に規定する指定児童発達支援をいう。）の事業、指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準府令第55条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準府令第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）の事業（以下「多機能型児童発達支援事業等」という。）を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。

中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

（規模に関する特例）

**第87条** 多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。）、就労継続支援A型事業所（以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。）及び就労継続支援B型事業所（以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型による指定児童発達支援（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準府令」という。）第4条に規定する指定児童発達支援をいう。）の事業又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準府令第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）の事業（以下「多機能型児童発達支援事業等」という。）を一体的に行う場合）にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。



できる。 (1)～(3) (略) 2～4 (略)	(1)～(3) (略) 2～4 (略)
--------------------------------	------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（以下「新指定障害福祉サービス基準規則」という。）第196条の7（新指定障害福祉サービス基準規則第199条の22において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第199条の10の規定の適用については、新指定障害福祉サービス基準規則第196条の7第2項及び第3項並びに第199条の10第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、新指定障害福祉サービス基準規則第196条の7第4項及び第199条の10第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。